

第 2 0 8 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第208回組合会会議録

令和7年3月4日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第208回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 令和6年度変更事業計画及び予算（第1次）について |
| 議案第2号 | 令和7年度事業計画及び予算について |
| 議案第3号 | 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について |
| 議案第4号 | 千葉縣市町村職員共済組合運営規則の一部変更について |
| 議案第5号 | 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について |
| 議案第6号 | 千葉縣市町村職員共済組合貯金規則等の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第7号 | 千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について |

招集年月日	令和7年3月4日
議長	岩田利雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（2名）

3番	佐藤晴彦
7番	岩田利雄

市町村長以外の議員（9名）

2番	高橋章彦
4番	戸井健一
6番	住吉竜司
8番	青木賀一
10番	伊藤成司
12番	五木田晴幸
14番	松本孝則
18番	刈込慎一
20番	大阿久大輔

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（9名）

1番	太田洋
5番	小坂泰久
9番	宮本泰介
11番	星野順一郎
13番	渡辺芳邦
15番	井崎義治

16番 勝 俣 雄 吾
17番 神 谷 俊 一
19番 内 田 悦 嗣

委任を受けた議員は、次のとおりである。（2名）

3番 佐 藤 晴 彦（委任者8名）
10番 伊 藤 成 司（委任者1名）

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局長兼出納長	五 木 田	雅 之
事務局次長兼監査室長兼総務課長	布 施	幸 一
事務局次長兼福祉課長	関	裕 行
保 健 課 長	伊 藤	篤 史
年 金 課 長	篠 崎	輝 明
年金課課長補佐	鎌 形	智 和
保健課課長補佐	杉 本	実 千 乃
主幹兼総務係長	中 川	聡
施設長兼情報管理課長	工 藤	誠
施 設 管 理 課 長	白 井	貴 弘
施設管理課付課長補佐	別 部	光 洋

開 会 （時刻13時00分）

事務局長 事務局長の五木田でございます。組合会議員の皆様におかれましては、本日は公務ご多忙の折、組合会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。組合会の開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、ご出席をいただきました市町村長議員2名、委任状を提出されました市町村長議員は8名で、合計10名でございます。また、職員議員につきましては、9名のご出席をいただき、委任状を提出されました職員議員は1名で、合計10名でございます。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によります定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程に従いまして、第208回組合会を開催させていただきます。開会にあたりまして、議長からご挨拶を賜り、その後の進行につきましても、よろしくお願いいたします。

議 長 組合会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日ここに、第208回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。次第でございます。

さて、本日、ご審議いただきます主な案件は、令和6年度変更事業計画及び予算、令和7年度事業計画及び予算、及び予算に関連する諸規則等の一部変更、一部改正についてでございます。

令和7年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます、「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。それでは、令和7年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、令和7年度末の組合員数は8万337人で、前年度より877人の増加を見込むものでございます。

次に、短期経理でございます。令和7年度の短期給付財源率につきましては、令和6年度の給与改定などにより、掛金・負担金収入が増加し、令和6年度末の短期積立金が当初予算より10億円増加したことから、前年度から「1,000分の2」引き下げ、「1,000分の94.80」とするものでございます。また、介護保険の財源率でございますが、短期給付の財源率と同様に、介護掛金・負担金収入が増加し、年度末において介護積立金が、1億5,300万円となることに鑑み、前年度から「1,000分の1.62」引き下げ、「1,000分の15.18」とするものでございます。

次に、業務経理でございます。事務費の負担については、短期経理の現状と連合会交付金の減少及び制度改正等により、支出が増加している財政状況に鑑み、令和7年度より短期経理からの繰入れを行うものでございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、現行の率とした場合において、積立金が一定額以上維持できる見込みであることから、「1,000分の4.40」に据え置くものでございます。事業内容につきましては、各種講座の開催、更には特定健康診査及び特定保健指導の的確な実行など、保健事業の根幹である疾病予防事業の充実を図っていくものでございます。また、繰入金につきましては、保健経理（第3）へ1,000万円を、宿泊経理へ1億71万5,000円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、保健経理（第2）、那須の森ヴィレッジでございます。令和6年度施設運営検討委員会の答申を踏まえ、施設建物及び設備等を長期的に維持していくために提案されて大規模修繕を行うものでございます。なお、当該工事等の費用相当額は、貯金経理からの1億円の相互繰入れにより賄うものでございます。

次に、宿泊経理でございます。オークラ千葉ホテル、黒潮荘ともに、令和3年度及び令和4年度に開催された施設運営検討委員会の答申を踏まえ、経営の合理化と効率化に注力しつつ、利用率の向上を図り、独立採算を原則とした健全な事業運営に努めるものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、運用利回りが若干低下するものでございますが、剰余金の状況に鑑み、引き続き1.9パーセントとし、有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

各事業経理の詳細及びその他の議案につきましては、事務局から説明がありますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、去る2月12日から18日までの間、開催いたしました地区別共済制度研修会につきましては、参集による方法及び書面及びホームページを使用した方法での開催となったものでございますが、職員側議員の皆様におかれましては、組合員への予算の周知、並びに研修会の円

滑な遂行にご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げ、議長の挨拶といたします。

議長 それでは議事に入ります。議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日１日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長 ご異議ないものと認め、本日の会議を１日と決定いたします。

議長 次に、会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において指名することでご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側３番佐藤晴彦議員、職員側１０番伊藤成司議員の両名を指名いたします。

議長 これより、議案の上程を行います。議案第１号「令和６年度変更事業計画及び予算（第１次）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい、課長。

総務課長 総務課長の布施でございます。それでは議案第１号、「令和６年度変更事業計画及び予算（第１次）について」ご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、着座にてご説明をさせていただきます。それでは議案第１号をご覧ください。令和６年度変更事業計画及び予算（第１次）を別冊のように定めるということで、１枚おめくりいただきますと、令和６年度変更事業計画及び予算（第１次）の予算書がございます。こちらにつきましては、昨年１２月末日の実績に基づき、収支の変更を行ったものでございます。表紙を１枚おめくりいただきますと、緑色の紙で令和６年度事業計画変更の概況がございます。本日はこの概況を用いまして、収支予定等の変更についてご説明をさせていただきます。

それでは、概況の１ページをご覧ください。まず、短期経理からでございます。１の短期貸付金の変更についてでございます。変更後、貸付経理への貸付金につきましては、１８０万円となる見込みでございます。こちらは高額医療貸付、出産貸付の資金となるものでございます。２の収支予定の変更についてでございます。変更後の欄にございましており、収入合計で５２７億５，９１８万７，０００円を、支出合計で５０３億７，４７０万７，０００円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、２３億８，４４８万円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、２の厚生年金保険経理でございます。収支予定の変更に

ついてでございますが、変更後につきましては、収入合計で838億4,439万1,000円を見込むものでございます。支出につきましては、負担金払込金、組合員保険料払込金として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

続きまして、3の退職等年金経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、変更後につきましては、収入合計で54億4,787万1,000円を見込むものでございます。支出につきましては、負担金払込金、掛金払込金として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

それでは、概況の2ページにお進みください。4の経過的長期経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、変更後につきましては、収入は負担金のみとなっており、3億5,970万5,000円を見込むものでございます。支出につきましては、負担金払込金として収入額と同額を、こちらも全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

続きまして、5の退職等年金預託金管理経理でございます。1の長期貸付金の変更についてでございます。変更後、貸付経理への貸付金につきましては、24億3,978万3,000円、物資経理への貸付金につきましては、21億1,295万7,000円となる見込みでございます。2の収支予定の変更についてでございます。変更後につきましては、収入は利息及び配当金のみでございますが、4,606万1,000円を見込むものでございます。支出につきましては、支払利息として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。3の資産の構成割合の変更についてでございます。変更後の合計欄をご覧ください。47億4,999万円となる見込みでございます。

続きまして、6の経過的長期預託金管理経理でございます。当該経理は、地方公共団体の発行する債券の私募引受でございます、縁故地方債の引き受けを行うものでございます。1の収支予定でございます。変更予算策定時に予定のない場合には、計上しないものとしておりますので、当初計画どおり変更しないものとするものでございます。2の資産の構成割合につきましても、当初計画どおり変更しないものとするものでございます。

続きまして、7の業務経理でございます。収支予定の変更につきまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で9億1,178万円を、支出合計で10億7,225万1,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、1億6,047万1,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

それでは、概況の3ページにお進みください。8の保健経理でございます。収支予定の変更につきまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で18億7,867万6,000円を、支出合計といたしまして、19億5,542万6,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、7,675万円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、9の保健経理(第2)でございます。収支予定の変更につきまして(3)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で1億4,420万3,000円を、支出合計で1億7,468万9,000円

をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、3,048万6,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、10の保健経理(第3)でございます。収支予定の変更に続きまして(2)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で4,224万5,000円を、支出合計で4,417万9,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、193万4,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、11の宿泊経理でございます。こちらは概況の3ページから4ページに記載をさせていただいております。収支予定の変更に続きまして4ページをご覧ください。変更後でございますが、収入合計で17億5,082万8,000円、支出合計で18億553万1,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、5,470万3,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、12の貯金経理でございます。収支予定の変更に続きまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で79億6,567万2,000円を、支出合計で72億2,333万8,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、7億4,233万4,000円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、13の貸付経理でございます。1の借入金の変更に続きましてでございますが、こちらにつきましては、先程、短期経理及び退職等年金預託金管理経理の中でご説明をさせていただきましたので、恐れ入ります、省略をさせていただきます。2の収支予定の変更に続きまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で6,268万2,000円を、支出合計で6,777万円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、508万8,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

それでは、概況の5ページにお進みください。14の物資経理でございます。1の借入金の変更に続きましてでございますが、こちらにつきましても、先程、退職等年金預託金管理経理の中でご説明をさせていただきましたので、恐れ入ります、省略をさせていただきます。2の収支予定の変更に続きまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で8億3,810万3,000円を、支出合計で8億4,002万円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、191万7,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

最後に、15の財形経理でございます。1の借入金の変更に続きましてでございます。変更後、全国市町村職員共済組合連合会からの長期借入金につきましては、2,831万円となる見込みでございます。2の収支予定の変更に続きましてでございます。変更後につきましては、収入合計で24万8,000円を、支出合計で24万7,000円をそれぞれ見込み、当期利益金につきましては、変更前と同様に1,000円を見込むものでございます。

以上をもちまして、議案第1号、令和6年度変更事業計画及び予算(第1次)の説明を終了とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま、議案第1号「令和6年度変更事業計画及び予算(第1次)について」の説明がなされました。これより、質疑をお受けしたいと存じま

す。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号「令和6年度変更事業計画及び予算（第1次）について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議 長 挙手、全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第2号「令和7年度事業計画及び予算について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい、課長。

総務課長 それでは、議案第2号「令和7年度事業計画及び予算について」ご説明させていただきます。議案第2号をご覧ください。令和7年度事業計画及び予算を別冊のように定めるものとするということで、1枚おめくりいただきますと、令和7年度予算書がございます。こちらまた、表紙をおめくりいただきますと、緑色の紙で令和7年度事業計画の概況がございます。本日の説明につきましては、この概況を用いましてご説明をさせていただきます。

それでは概況の1ページをご覧ください。まず、1の総括でございます。（1）地方公共団体の数でございますが、合計で100団体となるものでございます。なお、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することから、令和6年度と比べて、1団体減少するものでございます。（2）の組合員数でございます。令和7年度末推計Cの合計欄をご覧ください。8万337人を見込みまして、前年度と比較いたしますと、877人増加する見込みとなるものでございます。（3）標準報酬の月額及び平均標準報酬の月額でございます。こちら表の下の部分でございます。令和7年度末推計Cの合計欄をご覧ください。上段につきましては、長期に係る標準報酬の月額、下段につきましては、短期に係る標準報酬の月額でございます。カッコ内の数字につきましては、1人当たりの平均標準報酬の月額となっております。カッコ内の数字をご覧くださいと、まず、長期の平均標準報酬の月額につきましては、40万2,502円となる見込みでございまして、前年度と比べますと、1,747円増加となる見込みでございます。その下の短期の平均標準報酬の月額につきましては、34万5,961円となる見込みでございまして、前年度と比較いたしますと、1,273円の増加となる見込みでございます。それでは、概況の2ページにお移りください。2ページの中ほど（5）被扶養者数になります。令和7年度末推計の合計欄をご覧くださいと、4

万5,593人となる見込みでございます。前年度と比べますと、337人の減少を見込んでいますところでございます。

続きまして、概況の3ページにお移りいただきまして、2の短期経理でございます。まず(1)標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金、負担金との割合ということで、短期給付の財源率でございます。令和7年度、掛金47.40パーミル、負担金47.40パーミルを合計いたしまして、94.80パーミルとするものであり、前年度より2ポイント引き下げるものでございます。次に(2)介護保険の財源率でございます。令和7年度、掛金7.59パーミル、負担金7.59パーミルを合計いたしまして、15.18パーミルとさせていただくものであり、前年度と比べますと、1.62ポイント引き下げとさせていただくものでございます。次に(4)給付の実績及び推計でございます。令和7年度末推計Cの合計欄をご覧ください。こちらは、法定給付、附加給付、一部負担金払戻金の合計といたしまして、年度末では269億1,838万8,000円を見込むものでございます。(5)の拠出金等の実績及び推計でございます。こちらも令和7年度末推計Cの中ほどにあります合計欄をご覧ください。前期高齢者納付金から退職者給付拠出金までの合計欄がございます。こちらにつきましては、短期の標準報酬総額との割合で、いわゆる特定保険料率ということで、その割合につきましては、32.74パーミルとなるものでございます。それでは、概況の4ページにお移りください。(6)資金計画でございます。こちらは、表の左側が損益計算となっております。令和7年度収支差し引きいたしますと、損益計算、一番下の差引本年度利益金の欄にありますとおり、63万7,000円の利益金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、52億463万9,000円となる見込みでございます。

次に、3の厚生年金保険経理でございます。まず(1)の財源率でございます。令和7年度欄をご覧ください。組合員保険料91.5パーミル、負担金91.5パーミル、合計いたしまして、183パーミルということで、前年度と同率でございます。概況の5ページにお移りいただきまして、(4)資金計画でございます。左側、損益計算でございます。収入合計いたしまして、854億7,302万5,000円を見込んでおります。支出につきましては、負担金払込金、組合員保険料払込金として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、4の退職等年金経理でございます。まず(1)財源率でございます。令和7年度、掛金7.5パーミル、負担金7.5パーミル、合計いたしまして、15パーミルということで、前年度と変更はないものでございます。(2)資金計画でございます。左側、損益計算でございますが、収入合計いたしまして、55億9,898万8,000円を見込んでいますところでございます。支出につきましては、負担金払込金、掛金払込金として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、5の経過的長期経理でございます。概況の5ページから6ページにわたり掲載をさせていただいております。6ページにお移りいただきまして、(1)財源率でございます。令和7年度、0.0939パーミルということで、前年度と比較いたしますと、0.0014ポイント引き下げとなるものでございます。次に(3)資金計画でございます。左側、損益

計算でございますが、収入につきましては、負担金のみでございます、3億6,362万5,000円となるものでございます。支出につきましては、負担金払込金として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、6の退職等年金預託金管理経理でございます。まず(1)の資金計画でございます。表の左側、損益計算、収入でございますが、利息及び配当金のみで、4,727万4,000円を見込んでいるところでございます。支出につきましては、支払利息として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。(2)の資産の構成割合でございます。貸付経理への貸付金でございますが、令和7年度末、2段目の欄にございますとおり、22億2,788万3,000円を見込んでいるところでございます。また、物資経理への貸付金につきましては、令和7年度末、3段目の欄にございますとおり、23億4,485万7,000円を見込んでいるところでございます。

次に、7の経過的長期預託金管理経理でございます。概況の6ページから7ページにわたりまして掲載させていただいております。こちらの経理につきましては、地方公共団体が行政目的のため発行する債券の私募引き受けでございます縁故地方債の引き受けのみを行うものでございます。また、予算策定時に予定のない場合には、計上しないものとしており、令和7年度につきましては、(1)の資金計画、(2)の資産の構成割合とも、ご覧のように0と記載しております。

次に、8の業務経理でございます。まず(1)事務費の額、1人当たりでございます。①の短期・厚生年金保険及び経過的長期分の令和7年度の事務費につきましては、1万1,028円となるものでございます。前年度と比較いたしますと、818円引き上げとなるものでございます。②の退職等年金給付分でございます。令和7年度、521円となりまして、前年度と比べますと、48円引き下げとなるものでございます。次に(2)資金計画でございます。左側、損益計算、一番下でございます。収支差し引きいたしますと、1億1,668万4,000円の損失金を見込みまして、その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、7億5,778万8,000円となる見込みでございます。

次に、9の保健経理でございます。(1)財源率でございます。令和7年度、掛金2.2パーミル、負担金2.2パーミル、合計いたしまして4.4パーミルということで、前年度から据え置きとさせていただくものでございます。概況の8ページにお移りください。(2)事業の種類でございます。表の中段にございます、保養関係の保養所・会館・保健センター利用助成金についてでございますが、保養や健康増進のための各施設の利用の促進を図ることを目的に、令和7年度も「保養所・会館・保健センター利用助成金」について特別加算2,000円を維持するものでございます。次に、講座関係の健康管理講座についてでございます。令和6年度からの第3期データヘルス計画に基づき、那須の森ヴィレッジを活用した、野外活動型の健康管理講座として、トレッキング教室及びアウトドアキャンプ教室と、新たに初心者向けのカヌー教室を、組合員に費用の一部をご負担いただき、開催するものでございます。概況の9ページにお移りいただきます。(3)資金計画でございます。左側の損益計算の一番下の欄をご覧いただきますと、収支差し引きいたしまして、2,29

9万8,000円の利益金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、18億8,456万9,000円となる見込みでございます。

次に、10の保健経理（第2）でございます。（3）施設の利用状況及び利用料金でございます。まず、イの利用状況でございます。那須の森ヴィレッジ、年間の利用予定者数につきましては8,953人を、利用率につきましては68パーセントを見込んでおるところでございます。なお、その下の注書きでございます。令和7年度の開設期間につきましては、令和7年4月5日から11月25日までとさせていただくものでございます。その下、ロの利用料金につきましては、令和6年度と特に変更はございません。次に、概況の10ページにお移りください。（4）資金計画でございます。左側、損益計算の一番下の欄をご覧ください。収支差し引きいたしますと、5,390万円の利益金を見込んでおります。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、3億761万9,000円となる見込みでございます。

次に、11の保健経理（第3）でございます。（3）施設の利用状況及び利用料金をご覧ください。まず、イの利用状況でございます。温浴施設スパ・スカイビューでございます。年間利用者数、2万6,321人を見込んでおるところでございます。その下、ロの利用料金につきましては、令和6年度と変更はございません。次に（4）資金計画でございます。概況の10ページから11ページにわたり掲載させていただいております。11ページの表の続き、左側、一番下の差引本年度利益金の欄をご覧ください。いただきますと、収支差し引きいたしまして、1,384万2,000円の損失金を見込み、その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、6,330万7,000円となる見込みでございます。

次に、12の宿泊経理でございます。（2）施設の現況からでございます。まず、表の下の段の中ほどにあります、利用率でございます。オークラ千葉ホテルにつきましては、65.2パーセント、黒潮荘につきましては、57パーセントをそれぞれ見込んでおるところでございます。その右の、利用料金につきましては、令和6年度と変更はございません。続きまして、概況の12ページをご覧ください。（4）資金計画でございます。左側、損益計算の一番下の欄をご覧ください。いただきますと、収支差し引きいたしまして、7,219万1,000円の損失金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、18億2,718万4,000円を見込むものでございます。

次に、13の貯金経理でございます。（1）貯金の種類、支払利率及び現況でございます。表の中ほどにございます令和7年度末見込みの中の一、一番下、支払利率の欄をご覧ください。令和7年度支払利率1.9パーセントということで、前年度と同率でございます。（2）資金計画でございます。損益計算の一番下でございます。収支差し引きいたしますと、1億7,000円の利益金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越剰余金につきましては、629億7,282万7,000円となる見込みでございます。続きまして、概況の13ページにお移りください。（4）予定運用利回りでございます。こちらは、計算結果にありますとおり、1.684483パーセントということで、貯金の支払利率より下回るものでございます。

次に、14の貸付経理でございます。(2)貸付金の現況及び貸付利率でございます。まず、ロの貸付条件をご覧ください。こちらにつきましては、表に記載させていただいておりますとおり、普通貸付から特別貸付における、貸付利率につきましては、ご覧のとおりとなっているものでございまして、令和7年度におきましてもこの利率が適用となる見込みでございます。それでは概況14ページにお移りください。ページの中ほどにございます、(4)資金計画でございます。左側、損益計算でございます。一番下の欄をご覧くださいますと、収支差し引きいたしますと、1,376万2,000円の損失金を見込んでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、24億8,931万5,000円となる見込みでございます。

次に、15の物資経理でございます。(1)運転資金の状況及び販売品目、月賦期間及び平均利潤率でございます。イの運転資金の状況をご覧ください。資金の内容欄一番上でございます資金の借入先は、退職等年金預託金管理経理からで、令和7年度、23億4,485万7,000円となるものでございます。ロの販売品目、月賦期間及び平均利潤率をご覧ください。中ほど、手数料率の欄がございます。令和7年度は、前年度と同率の1.39パーセントでございます。概況の15ページにお移りください。(3)資金計画でございます。左側、損益計算、一番下の欄でございますが、収支差し引きいたしますと、186万8,000円の損失金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、2億2,005万7,000円となる見込みでございます。

最後に、16の財形経理でございます。まず(1)貸付金の種類でございますが、こちらにつきましては、財形住宅貸付事業に係る資金の貸し付けとなっているものでございます。(2)貸付金の調達、貸し付けの条件等でございます。利率につきましては、独立行政法人勤労者退職金共済機構の勤労者財産形成融資に係る貸付利率等を定める要領附則第5項の率となっております。そして、一番下、資金の調達先につきましては、全国市町村職員共済組合連合会からとなるものでございます。続きまして(3)資金計画でございます。損益計算一番下の欄でございますが、収支差し引きいたしますと、1,000円利益金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、8,000円となる見込みでございます。

議案第2号の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第2号「令和7年度事業計画及び予算について」の説明がなされました。これより、質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

青木議員 はい、議長。

議 長 はい、青木議員。

青木議員 議席8番、船橋市の青木です。千葉県市町村職員共済組合組合会会議規則第25条の規定に基づき発言いたします。

業務経理についてであります。短期経理の現状と制度改正等に支出が増加しているということで、短期経理から令和7年度は約1億2,800万円を業務経理へ繰入れるとのことですが、1つはどのような制度改正が行われたのかと、同時に繰入額の内訳を教えてください。

2つ目は、これから毎年、短期経理から業務経理へ繰入れを行うのかどうかを教えてください。

3つめは、LGWAN-ASPサービスに要する費用は、先日のホームページでの説明ですと、両方で約1,700万円かかる聞いていますが、多分この経費は毎年かかると思いますが、共済組合にとってどれだけのメリットがあると思いますか。事務局の見解をお聞きしたい。

最後に、共済組合と所属所間でこの手続きのオンライン化に向けたサービスが利用可能とありますが、県内でいくつの市町村が利用できるのか。また、利用できない市町村について、共済組合としてどのような対応を取るのか教えてください。また、連合会主導とありますが、具体的にどのような主導を連合会は予定しているのか、事務局の見解をお聞きしたい。以上です。

総務課長 はい、議長。

議長 はい、布施課長。

総務課長 それでは、青木議員様の質問に対してご回答させていただきます。何点かございましたので、1つずつご回答させていただきます。まず、短期経理から業務経理への繰入れに対する制度改正及び繰入金の内訳でございます。制度改正につきましては、子ども子育て支援金等に係る制度が令和7年度から創設されることに伴い、納付金に関する収納・調定業務に対応する必要が生じたものでございます。また、住宅取得資金に係る税制改正対応として、年末残高等証明書の修正に係る対応も生じてきております。なお、繰入金の内訳についてでございますが、総務大臣の定める金額として、組合員1人当たり1,630円を見込んでおり、組合員数に1,630円を乗じた結果、1億2,810万7,000円となったものでございます。

続きまして、今後、毎年、短期経理から業務経理に繰入れを行うのかということでございますが、短期経理から業務経理に繰入れを行う理由でございますが、先ほどの回答とも重複いたしますが、制度改正等によるシステム改修や機器更改、物価上昇による郵便料金等の価格上昇に伴い、費用が増加している中、令和7年度に短期経理からの繰入れを行わない場合、令和5年度には約10億3,500万円の積立金がありましたが、令和7年度には約6億3,000万円となり、積立金を大幅に取り崩す見込みであることから、業務経理の財政状況に鑑み、短期経理からの繰入れを行うものです。また、令和8年度以降の短期経理からの繰入れにつきましても、業務経理の財政状況に鑑み、慎重に判断してまいりたいと考えております。

続きまして、LGWAN-ASPサービスに要する費用で、毎年1,700万円かかるということと、共済組合へのメリットという件でございますが、1,700万円の内訳につきましては、環境構築費用が初期費用

として、初年度のみ約４３０万円かかります。それ以外にランニングコストとして、回線利用料及び専用端末導入費用の賃借料が、年間１，１５１万円、専用端末保守費用の委託管理費が、年間５１万円、合計で１，６３２万円を令和７年度は見込んでおります。しかしながら、環境構築費用４３０万円につきましては、初年度のみかかるものでございますので、以降は約１，２００万円のランニングコストで推移するものとなりますが、実際には、ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスに対応できる所属所が、約半分の５７団体にとどまる見込みでございますので、ランニングコストも令和７年度予算に計上いたしました１，２００万円の半分の６００万円程度になるものと見込んでおります。また、メリットについてでございますが、地方公務員等共済組合法施行規程第９４条の２に規定されております、「組合員から資格取得届等の届け出を受けた日から５日以内に、当該資格情報等を医療保険者向けの中間サーバーに登録しなければならない」とされていることに対する迅速化に資するものと考えております。

また、当該サービスを利用可能な市町村がいくつあるのか、また利用できない場合の対応についてはとのことでございますが、現在、ＬＧＷＡＮへの接続環境が整備されている市町村等の状況は、市町村では５４所属所中、５４全てが利用可能となっております。一方、一部事務組合等につきましては、４５所属所中、３所属所が利用可能となっております。よって、利用できない所属所につきましては、従来どおり紙による提出方法を依頼させていただく予定でございます。そして、連合会主導とありますがということでございますが、政府のデジタル社会の実現に向けた重点計画、令和５年６月９日の閣議決定におきまして、令和７年度までに手続きのデジタル化等を行うこととされており、これに基づき、所定の手続きについてオンライン化を行う必要があると定められております。よって、総務省から令和７年１月３０日付け文書、「令和７年度における地方公務員共済組合の事業運営について」におきまして、構成組合・所属所間における手続きのオンライン化については、情報セキュリティが確保されている回線を利用した電子メール等による手続きのオンライン化に取り組むよう求められていることから、全国市町村職員共済組合連合会としましては、ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスを活用した構成組合・所属所間のオンライン化に向けた環境構築の支援を行うとされていることを指しまして、連合会主導としているものでございます。回答につきましては、以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

青木議員 わかりました。

議 長 他に質疑はございませんでしょうか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議 長 以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第２号「令和７年度事業計画及び予算について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議 長 挙手、全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第3号から議案第7号までは予算に関連した諸規則等の一部変更及び一部改正等でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号から議案第7号までを一括議題といたします。順次、事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい、課長。

総務課長 それでは、議案第3号をご覧ください。議案第3号「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」ご説明をさせていただきます。議案の表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページの定款の一部を変更する要綱書をもってご説明をさせていただきます。

第1、変更の目的でございます。1、所属所の解散に伴い、所要の変更を行うものでございます。2、令和7年度においては、地方公務員の定年引上げ等に起因して組合員数が増加することに伴い、標準報酬総額の増加を見込むため、短期財源率を引き下げるものでございます。3、令和7年度においては、介護納付金における令和5年度概算時の精算額が還付となったこと及び介護保険第2号被保険者の標準報酬総額の増加を見込むため、介護財源率を引き下げるものでございます。4、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における掛金・負担金率が引き下げられたことに伴い、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率を引き下げるものでございます。5、短期経理から業務経理への資金の繰入れについて、所要の変更を行うものでございます。

第2、変更する事項でございます。1、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、第9条第3項に規定する市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区の表の一部を変更するものでございます。第9条第3項関係でございます。2、前項の変更に伴い、第32条第1号に規定する組合員の範囲を定めた別表の一部を変更するものでございます。3、短期財源率に関する事項。短期財源率を「1,000分の2.00」引き下げ、「1,000分の96.80」から「1,000分の94.80」とするものでございます。第42条第1項、第42条の2関係でございます。4、介護財源率に関する事項。介護財源率を「1,000分の1.62」引き下げ、「1,000分の16.80」から「1,000分の15.18」とするものでございます。第42条第1項、第42条の2関係でございます。5、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及

び市町村長長期組合員に係る短期分財源率に関する事項。育児・介護休業手当金拠出金に係る短期分財源率を「1,000分の0.14」引き下げ、「1,000分の5.18」から「1,000分の5.04」とするものでございます。第42条第1項関係でございます。6、資金の繰入れに関する事項。「令和6年度」を「令和7年度」に、「1,585円」を「1,630円」とするものでございます。第44条関係でございます。

2ページにお移りいただきまして、第3、施行期日でございます。1、この変更は、令和7年4月1日から施行するものでございます。2、変更後の第42条第1項及び第42条の2の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。議案第3号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号につきましては、保健課長からご説明申し上げます。

保健課長

保健課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第4号をご覧ください。議案第4号「千葉県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について」ご説明をさせていただきます。恐れ入ります、着座にてご説明をさせていただきます。資料1枚おめくりいただきまして、1ページの要綱書をもってご説明をさせていただきます。

まず第1、変更の目的でございます。1、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令によりまして、組合員異動報告書の提出期限の見直しに伴い、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。2、同じく施行規程の一部を改正する命令によりまして、同規程から組合員証及び組合員被扶養者証等が削除され、資格確認書及び資格情報通知書が新設されたことに伴い、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。3、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴いまして、千葉県市町村職員共済組合運営規則に定める関連事項について、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。

続きまして、第2、変更する事項でございます。1、組合員の異動報告等について、事由が生じてから5日以内に所属所長を経由し、共済組合理事長へ提出するものとする。第5条関係でございます。2、組合員証及び組合員被扶養者証等を削除し、資格確認書及び資格情報通知書に関する事項を規定するものとする。こちら第6条、第6条の2、第6条の3関係でございます。3、施行令の一部改正に伴う関連事項でございます。

(1)「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものでございます。こちら第18条第1項他、ご覧の規定が関係いたしてくるものでございます。(2)パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当等の範囲に勤勉手当が追加されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。こちら第19条の8第2項関係でございます。

第3、施行期日でございます。1、この変更は、公告の日から施行するものでございます。2、変更後の第18条第1項他、ご覧の規定につきましては、令和5年9月1日から適用するものでございます。3、変更後の第19条の8第2項の規定につきましては、令和6年4月1日から適用するものでございます。4、変更後の第5条、第6条、第6条の2、第6

条の3の規定につきましては、令和6年12月2日から適用するものでございます。議案第4号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第5号につきましては、福祉課長の関からご説明申し上げます。

福祉課長 福祉課長の関でございます。よろしくお願いいたします。私からは議案第5号から第7号までをご説明させていただきます。恐れ入ります、着座でのご説明とさせていただきます。それでは、議案第5号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」ご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、要綱書に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1、改正の目的でございます。貸付規則（準則）の一部改正により、高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付利率の根拠となる基準利率の定義が、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率から同法第113条第1項の規定により行われた令和5年度財政再計算の結果に基づき積立剰余を財源として加算している率を除いた率とされたことに伴い、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。

第2、改正する事項でございます。貸付規則（準則）の一部改正に伴い、高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付利率の根拠となる基準利率の定義を改正するものでございます。第7条第1項関係でございます。

第3、施行期日でございます。この規則は、公告の日から施行し、令和6年10月1日から適用するものでございます。議案第5号につきましては、以上でございます。

福祉課長 続きまして、議案第6号「千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。貯金規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものでございます。1枚おめくりいただきまして、要綱書に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1、制定の目的でございます。地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令により、同規程から組合員証に係る規定が削除されたことに伴い、千葉県市町村職員共済組合貯金規則、同施行細則、貸付規則、同施行細則、物資供給規則、特定健康診査補助規則、人間ドック利用規則、補装具等支給規則、助成金交付規則、財形住宅貸付規則について、所要の整備を行うことを目的とするものでございます。

第2、制定する事項でございます。地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令により、福祉事業に係る規則及び細則で定める様式において組合員等記号番号を求めるよう所要の整備を行うこととするものでございます。

第3、施行期日等でございます。1、この規則は、公告の日から施行するものでございます。2、この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）については、この規則による改正後の様式によるものとみなすものでございます。3、この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取

り繕って使用することができるものでございます。議案第6号につきましては、以上でございます。

福祉課長 続きまして、議案第7号「千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」ご説明をさせていただきます。那須高原ちば保健センター設置規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。1枚おめくりいただきまして、要綱書に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1、改正の目的でございます。令和6年度施設運営検討委員会答申に基づく那須の森ヴィレッジに係る経営方針において、開設期間を原則として毎年4月上旬から11月下旬までと定めたことに基づき、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。

第2、改正する事項でございます。開設期間について改正するものでございます。第6条関係でございます。

第3、施行期日でございます。この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。議案第7号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号から議案第7号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 以上で質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第3号「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第4号「千葉縣市町村職員共済組合運営規則の一部変更について」、議案第5号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第6号「千葉縣市町村職員共済組合貯金規則等の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 挙手、全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までは原案のとおり可決されました。

議長 以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして、第208回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時02分）

令和7年3月14日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 佐 藤 晴 彦

署名議員 伊 藤 成 司